

資料編

1 計画の策定に関する事項

1-1 関連例規

●宇治田原町まちづくり総合計画推進条例

平成 28 年 3 月 29 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の基本となる事項を明らかにするとともに、その策定及び推進等について必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、次の各号に定める基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町の将来像とその具現化のための基本方向を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の施策の大綱に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の理念)

第 4 条 総合計画は、次に掲げるまちづくりの理念により、推進するものとする。

- (1) 人と人とがしっかりつながり、住民と町が協力しながら、ともに歩んでいくまちづくり
- (2) 宇治田原町の自然、歴史及び文化等を将来の担い手につなげるとともに、まちの持続的な発展につなげるまちづくり
- (3) 日本緑茶発祥の地として、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、広く発信するまちづくり

(総合計画推進のための町の基本姿勢)

第 5 条 町は、次に掲げる基本姿勢を持ち、総合計画を推進するものとする。

- (1) 町が地域課題に対して責任を持ち、主体的に公的な活動を行うことを前提としつつ、地域での自主的なつながりと活動を尊重し、また協力して対応していくパートナーシップの構築
- (2) 透明性のある行政運営のもと、各種サービス及び事務事業の効率的・効果的な実施による持続可能な財政運営

(審議会への諮問)

第 6 条 町長は、第 2 条に規定する基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する宇治田原町まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

(宇治田原町まちづくり総合計画審議会の設置)

第 7 条 前条の規定による諮問に応じて調査又は審議を行い、意見を述べ、町長に対し審議結果を答申するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として、宇治田原町まちづくり総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 8 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、24 名以内とし、次に掲げる分類により町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関、委員会、団体等の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第9条 審議会に会長1人、副会長2人及び常任委員6人以内の役員を置く。

2 会長、副会長及び常任委員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会に、総会及び役員会を置き、会長が議長となり、次により運営を図るものとする。

(1) 総会 提出案件の審議、意見具申、議決

(2) 役員会 審議計画の決定、総会提出案件の調整、計画案についての調査、審議、意見具申

3 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 総会では、必要に応じ分科会を設け審議することができる。この場合、分科会会議の運営は、役員がこれに当たるものとする。

6 会長は、必要に応じ参考人として委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(議会の議決)

第12条 町長は、第2条に規定する基本構想及び基本計画並びにこれに類する計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第13条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(個別計画との整合)

第14条 町が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条中「総務部企画財政課」とあるのは、平成28年3月31日までの間、「企画・財政課」と読み替えるものとする

(宇治田原町まちづくり総合計画審議会条例の廃止)

3 宇治田原町まちづくり総合計画審議会条例(昭和47年条例第20号)は、廃止する。

附 則(令和2年4月1日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

●宇治田原町まちづくり総合計画策定会議設置規則

昭和 49 年 11 月 1 日

規則第 13 号

(設置)

第 1 条 宇治田原町まちづくり総合計画審議会（以下「審議会」という。）設置の目的を達成するため、宇治田原町まちづくり総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、別表に基づき審議会の経過をまとめるとともに、具体的な総合計画の策定を行うため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 審議会（分科会を含む。）の会議に出席し、現況の説明、専門的又は技術的な意見を述べること。
- (2) 意見調整などのため独自の会議を開催すること。
- (3) 審議会の要請により資料を提出すること。
- (4) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 策定会議委員（以下「委員」という。）は 25 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 理事及び次長
- (3) 課長及びこれに相当する職員
- (4) 町長が特に必要と認める職員

(会議)

第 4 条 策定会議の議長は副町長とし、会議は議長が招集する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ指定した者がその職務を代行するものとする。

(庶務)

第 5 条 策定会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 14 日規則第 6 号）

この規則は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 8 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、宇治田原町組織条例の一部を改正する条例（平成元年条例第 14 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 25 日規則第 1 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 5 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 1 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 2 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 5 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 4 号）
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 1 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 5 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 27 日規則第 30 号）
この規則は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

まちづくり総合計画策定会議分担区分		
区分	内容	担当課
基礎	- 計画の意義 - 計画の基盤と背景、課題と目標 - 地理的条件と土地利用 - 計画の構成 - 計画の推進と住民参加	企画財政課 (関係局課)
行財政	- 行財政改革 - 広報・広聴・情報公開 - IT 化 - 友好・交流・平和都市 - コミュニティ活動 - 人権及び女性政策 - 市町村合併 - 他に属さない主要事項	総務課 企画財政課 税住民課 議会事務局 会計課
保健・福祉・ 環境	- 民生及び福祉 - 保健及び医療 - 衛生 - 自然・生活環境及び 循環型社会	福祉課 健康対策課 子育て支援課 建設環境課
産業・経済	- 農林水産 - 商・工業 - 観光 - 地域振興・山間地振興 - 労働及び雇用	企画財政課 産業観光課
都市基盤	- 運輸 - 都市計画 - 道路及び河川 - 住宅及び公園・緑地 - 景観 - 消防・防災 - 交通安全 - 上下水及び排水	総務課 建設環境課 まちづくり推進課 産業観光課 上下水道課
文教	- 学校教育 - 生涯学習 - 文化・芸術及び文化財 - 社会体育	学校教育課 社会教育課

1-2 策定の主な経緯

日 付	項 目	内 容
令和 5 年度		
7 月 28 日	まちづくり総合計画策定会議 (第 1 回)	- 第 6 次まちづくり総合計画及び第 3 期地域創生総合戦略策定方針について - 住民意識調査等の内容について
8 月 24 日	まちづくり総合計画審議会 (第 1 回)	- 第 6 次まちづくり総合計画及び第 3 期地域創生総合戦略策定方針について - 住民意識調査等の内容について
9 月 13 日～ 10 月 4 日	住民アンケート調査	- 高校生世代（全数）及び 19 歳以上の住民（無作為抽出 1,300 人）を対象 - 郵送による配布・回収（Web 回答可能） - 回収率 44.7%
9 月 15 日～ 19 日	都市イメージ調査	- マーケティング会社の登録制アンケートモニター（スクリーニング：1 万サンプル、本調査：515 サンプル）を対象 - web 回答フォームを用いて実施
9 月 21・ 22 日	小学生カード調査	- 田原小学校・宇治田原小学校のすべての 4～6 年生を対象 - 学校での配布・回収
9 月 25 日～ 10 月 5 日	中学生アンケート調査	- 町内中学校の生徒（全数）を対象 - Web による回答 - 回収率 96.5%
11 月 10 日	まちづくりカフェ（第 1 回）	- ワークショップ形式による意見交換会 - 幅広い世代の住民等 16 人が参加
11 月 24 日	まちづくりカフェ（第 2 回）	- ワークショップ形式による意見交換会 - 幅広い世代の住民等 24 人が参加
11 月 28 日	まちづくり総合計画策定会議 (第 2 回)	- 住民意識調査等の結果について - まちづくりカフェの報告について
12 月 1 日	まちづくり総合計画審議会 (第 2 回)	- 住民意識調査等の結果について - まちづくりカフェの報告について
12 月 13 日	職員ワーキンググループ (第 1 回)	10 年後に宇治田原町が目指す姿（将来像）を検討
2 月 16 日	まちづくり総合計画策定会議 (第 3 回)	- 基本構想（案）について - 第 5 次まちづくり総合計画・後期基本計画、まちづくり戦略の進捗状況評価・分析について
3 月 8 日	まちづくり総合計画審議会 (第 3 回)	- 基本構想（案）について - 第 5 次まちづくり総合計画・後期基本計画、まちづくり戦略の進捗状況評価・分析について
3 月 11 日～ 28 日	団体アンケート調査	- 本町で活動する 8 つの団体を対象 - メール等による配布・回収

日 付	項 目	内 容
令和 6 年度		
4 月 25 日	職員ワーキンググループ (第 2 回)	施策目標（まちづくりの分野）ごとの「めざすまちの姿」を検討
6 月 4 日	団体懇談会	「子育て世代」「転入者」の方がメンバーとして在籍されている団体を対象
6 月 17 日	職員ワーキンググループ (第 3 回)	まちづくり戦略の施策・事業と KPI の検討
6 月 26 日	まちづくり総合計画策定会議 (第 4 回)	基本計画（案）について
7 月 12 日	まちづくり総合計画審議会 (第 4 回)	基本計画（案）について ※ワークショップ形式により検討
8 月 27 日	まちづくり総合計画策定会議 (第 5 回)	まちづくり戦略（案）について
9 月 9 日	まちづくり総合計画審議会 (第 5 回)	まちづくり戦略（案）について
10 月 23 日	まちづくり総合計画策定会議 (第 6 回)	- 第 6 次まちづくり総合計画（案）について - まちづくり戦略（案）について - パブリックコメント（住民意見募集）について
10 月 31 日	まちづくり総合計画審議会 (第 6 回)	- 第 6 次まちづくり総合計画（案）について - まちづくり戦略（案）について - パブリックコメント（住民意見募集）について
11 月 11 日～ 12 月 10 日	パブリックコメント (住民意見募集)	[公表資料] ①周知・意見募集要領を兼ねた概要資料 ②「宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画」案（全文） ③「まちづくりのための住民意識調査報告書」 ※町ホームページ及び各公共施設、町内金融機関に配架し公表 [意見募集結果] 11 名から 30 件
12 月 27 日	まちづくり総合計画策定会議 (書面確認)	- パブリックコメント（住民意見募集）結果と対応について - 第 6 次まちづくり総合計画（最終案）について ※委員（所属長）に書面確認
1 月 17 日	まちづくり総合計画審議会 (第 7 回)	- パブリックコメント（住民意見募集）結果と対応について - 第 6 次まちづくり総合計画（最終案）について
1 月 24 日	パブリックコメント（住民 意見募集）の結果を公表	※町ホームページにて公表
1 月 24 日	まちづくり総合計画審議会 からの答申	※正副会長より町長に答申書を提出
3 月 4 日	町議会への総合計画等の 議案提案	
3 月 27 日	総合計画等の可決	

1-3 まちづくり総合計画審議会委員名簿

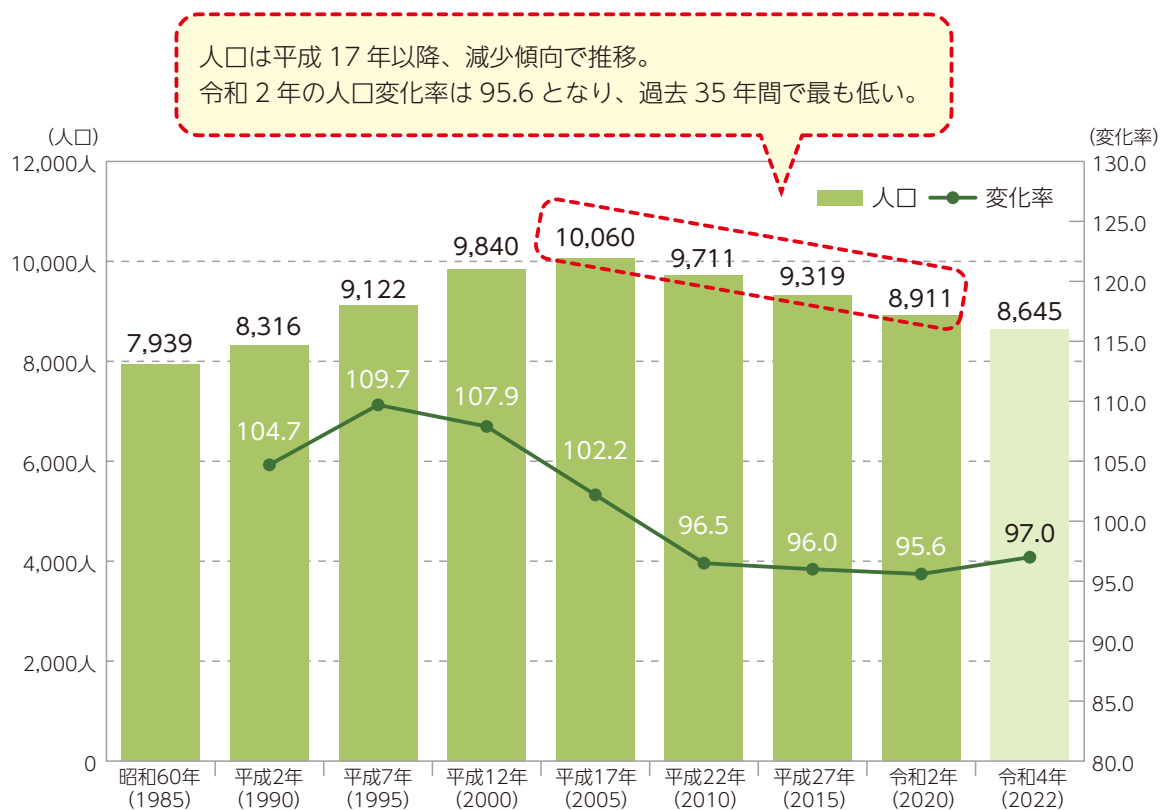
〈敬称略・順不同〉

団体等	役職等	氏 名	備 考
筆記サークル「グリーンティ」	代表	上野 睦美	
宇治田原町社会福祉協議会	会長	榎木 健二	
宇治田原町農業委員会	広報部会長	奥村喜美子	
宇治田原町老人クラブ連合会	会長	垣内 秋弘	~R6.3.31
	会長	茨木 章生	R6.4.1~
宇治田原町商工会	会長	清水 甚	
須河車体株式会社	常務取締役	須河 貴之	副会長
福知山公立大学	地域経営学部教授	谷口 知弘	会長
京都銀行宇治田原支店	支店長	富田 和哉	
京都新聞	南部支社次長 京田辺・学研総局長	豊留 正己	~R5.9.30
	京田辺・学研総局長	水腰 英樹	R5.10.1~R6.3.31
	京田辺・学研総局長	小西 貴久	R6.4.1~
洛タイ新報	代表取締役社長	長田 啓助	
宇治田原工業団地管理組合	専務理事	羽賀 卓司	
宇治田原町区長会	区長会長	播磨余土行	
京都府山城広域振興局	企画・連携推進課長	松永 弘道	
茶ッピー未来基金		森本 葉月	
公募委員		山田 均	
連合京都南山城地域協議会	議長	山田 良尚	
京都中央信用金庫宇治田原支店	支店長	米子 真史	
里山保育「やまぼうし」	共同代表	若林 純	

2 宇治田原町の現況

2-1 人口等の動向

1 総人口と人口変化率の推移

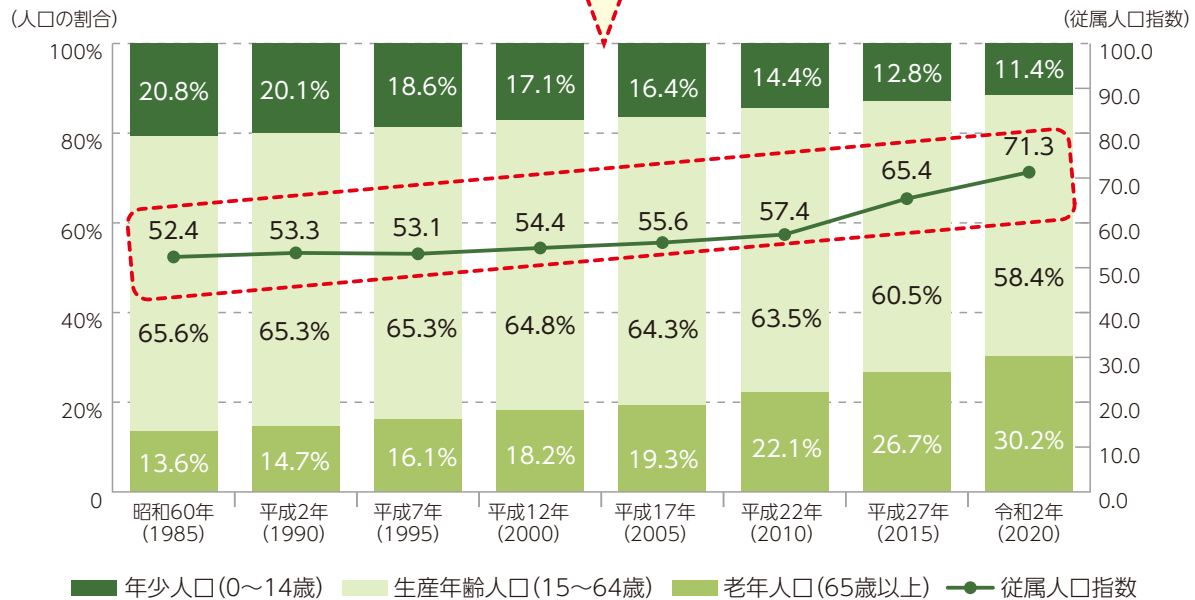


※資料：国勢調査（※令和 4 年のみ京都府推計人口（10.1 時点））

※人口変化率は各年の 5 年前の人口に対する変化率（令和 4 年のみ 2 年前）

2 年齢構造の変化

少子化、高齢化が進む中で従属人口指数が増加傾向で推移。昭和 60 年には生産年齢人口の概ね 2 人が従属人口（年少人口・高齢者人口）1 人を支えていたのに対し、令和 2 年は 1 人が 1.4 人程度を支える状況。



※資料：国勢調査 ※年齢区分ごとの割合は、総人口から年齢不詳を除いた人口から算出

※従属人口指数は生産年齢人口 100 人が支える年少人口・老年人口の数を示す

(単位：人)		昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
総人口		7,939	8,316	9,122	9,840	10,060	9,711	9,319	8,911
年少人口 (0～14 歳)		1,648	1,670	1,693	1,679	1,654	1,394	1,196	1,017
生産年齢人口 (15～64 歳)		5,211	5,425	5,948	6,374	6,467	6,163	5,632	5,187
	15～39 歳	2,823	2,682	2,856	3,027	3,009	2,740	2,405	2,215
	40～64 歳	2,388	2,743	3,092	3,347	3,458	3,423	3,227	2,972
老年人口 (65 歳以上)		1,080	1,219	1,467	1,787	1,939	2,145	2,488	2,683
	65～74 歳	653	707	836	1,003	1,039	1,110	1,363	1,432
	75 歳以上	427	512	631	784	900	1,035	1,125	1,251
年齢不詳		0	2	14	0	0	9	3	24
構成比	年少人口	20.8%	20.1%	18.6%	17.1%	16.4%	14.4%	12.8%	11.4%
	生産年齢人口	65.6%	65.3%	65.3%	64.8%	64.3%	63.5%	60.5%	58.4%
	老年人口	13.6%	14.7%	16.1%	18.2%	19.3%	22.1%	26.7%	30.2%
変化指数	年少人口	100.0	101.3	102.7	101.9	100.4	84.6	72.6	61.7
	生産年齢人口	100.0	104.1	114.1	122.3	124.1	118.3	108.1	99.5
	老年人口	100.0	112.9	135.8	165.5	179.5	198.6	230.4	248.4

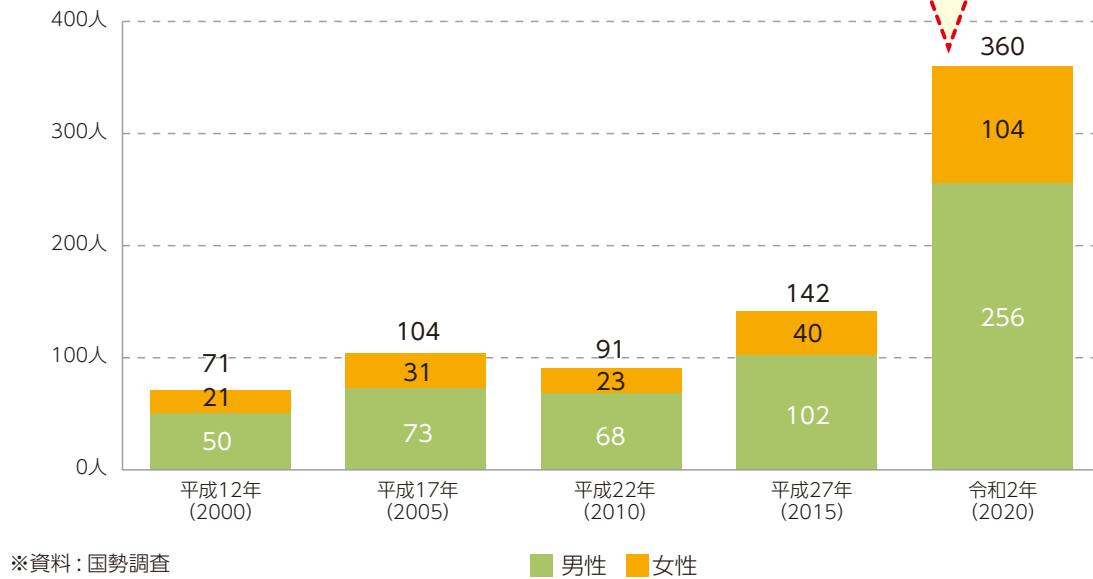
※資料：国勢調査

「年少人口」が昭和 60 年の 6 割程度まで減少している一方、「65 歳以上」は 2.5 倍程度増加している。

3 外国人人口

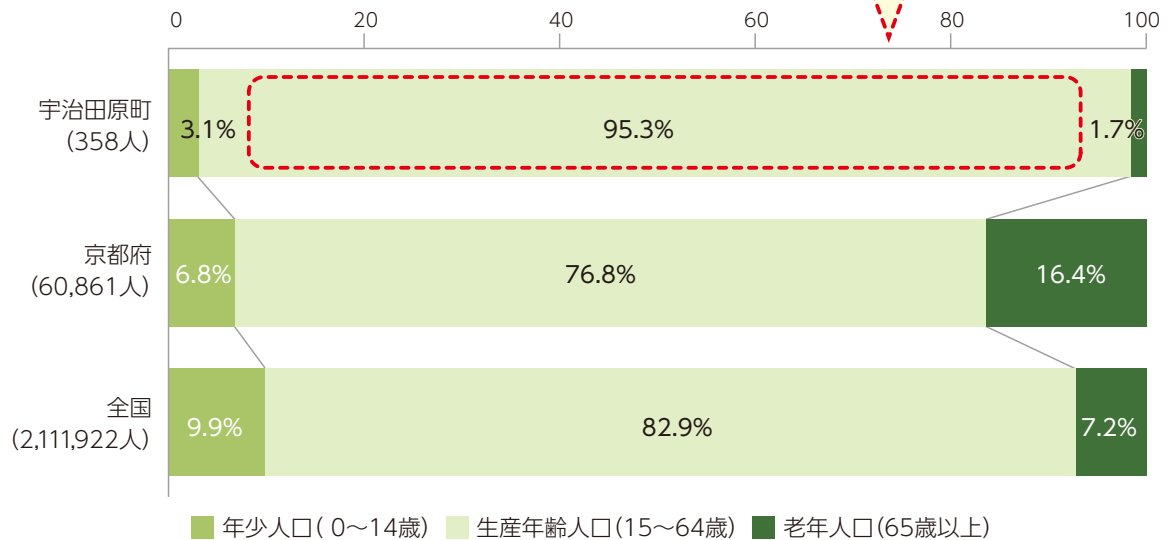
① 外国人人口の推移（性別）

外国人人口は平成 27 年から令和 2 年で大きく増加。



② 外国人人口の年齢構造

全国や府の水準と比べても生産年齢人口が占める割合が高い。



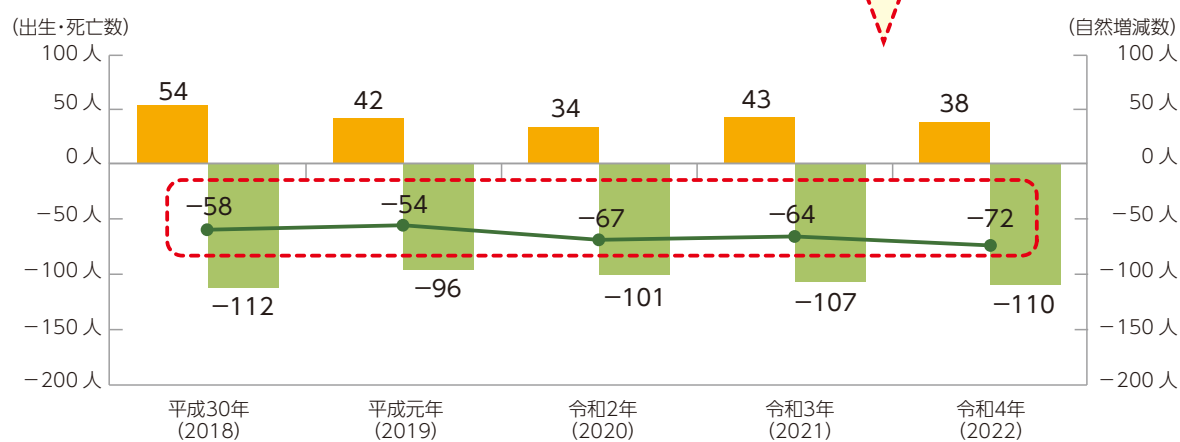
資料：国勢調査（令和 2 年）

※年齢不詳を除き算出、京都府・全国は日本人・外国人の区別不詳を含む

4 自然動態と社会動態

① 出生・死亡の推移

過去5年間は死亡数が出生数を上回る自然減が継続している。

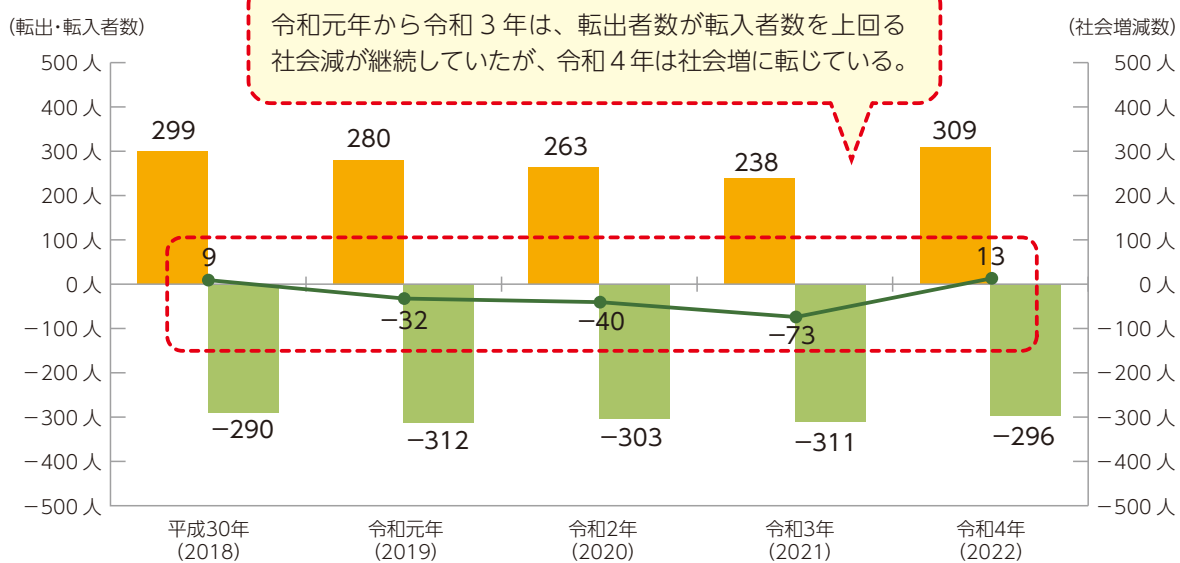


資料：人口動態調査

■ 出生数 ■ 死亡数 ● 自然増減数

② 転入・転出の推移

令和元年から令和3年は、転出者数が転入者数を上回る社会減が継続していたが、令和4年は社会増に転じている。

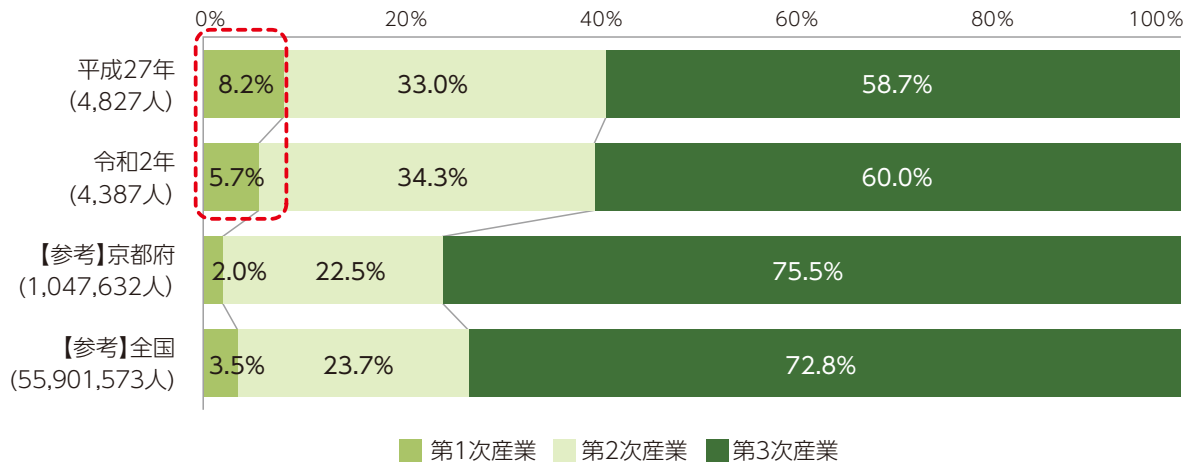


※資料：住民基本台帳人口移動報告

■ 転入者数 ■ 転出者数 ● 社会増減数

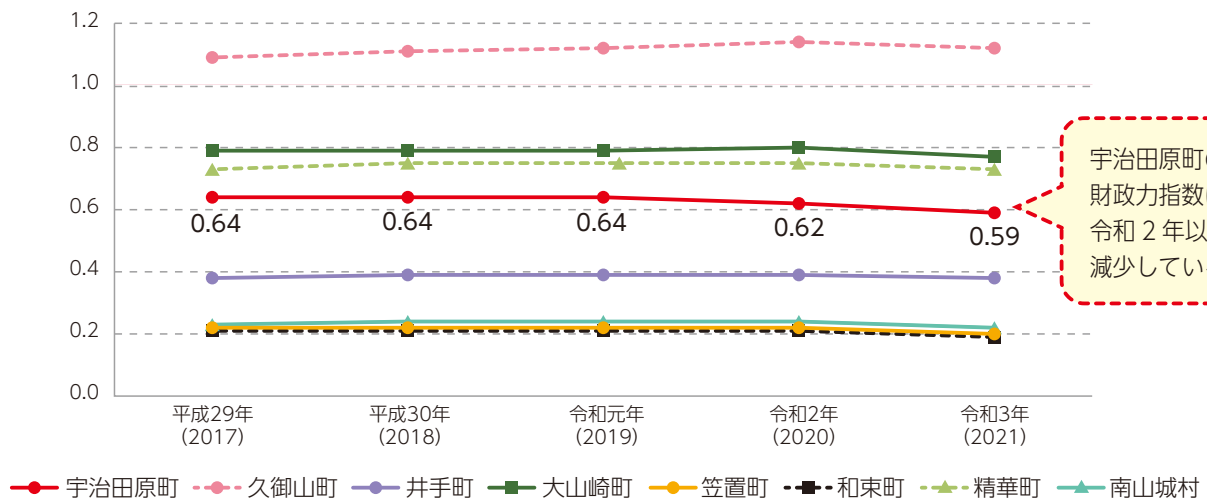
5 産業 3 部門別就業者の構成比の変化

5 年間で第 1 次産業が占める割合が減少し、第 2 次・第 3 次産業は増加している。
なお、国や府の水準と比べると、第 1 次・第 2 次産業の占める割合が高い。



※資料：国勢調査（分類不能の産業を除く）

6 財政力指数の推移(山城地域の町村)



※資料：市町村決算カード

※財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額（標準的に収入しうると考えられる地方税等）の基準財政需要額（地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政運営を行った場合に要する財政需要を示す額）に対する割合で過去3年間の平均値。

1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

3 計画策定にあたり実施した調査等

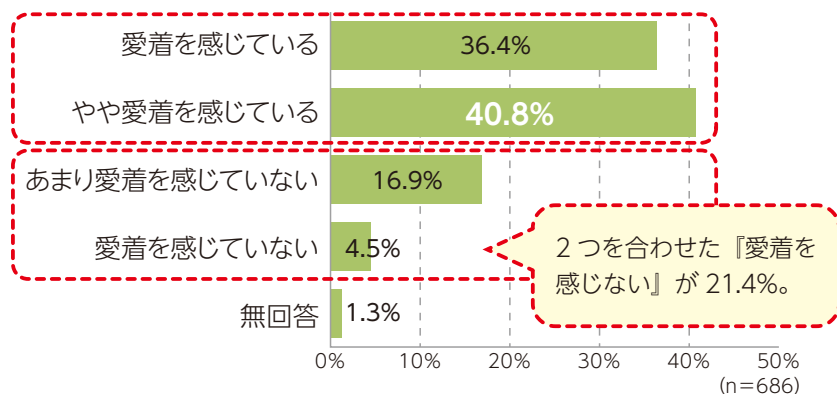
3-1 住民・中学生アンケート調査結果

1 各種調査の概要

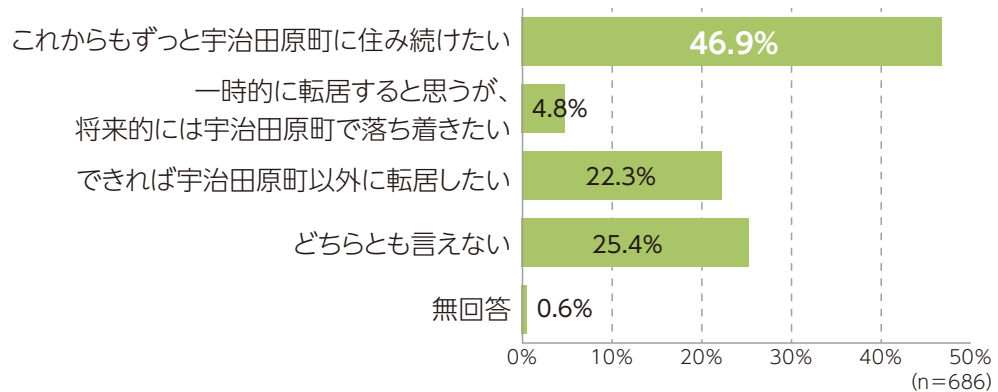
調査の種類	調査の対象（抽出方法）	実施方法	配布・回収数
住民 アンケート調査	高校生世代（全数（234人）） 19歳以上の住民（無作為抽出 1,300人）	郵送による 配布・回収 （Web 回答可能）	配布数：1,534 票 回収数：686 票 回収率：44.7%
中学生 アンケート調査	町内中学校の生徒 （全数）	Web による回答	配布数：202 票 回収数：195 票 回収率：96.5%

2 住民アンケート調査の主な結果

① 宇治田原町に愛着を感じるか



② 今後の居住意向



③ まちづくりの取組に対する満足度・重要度

【分析方法】

- ここでは 33 のまちづくり分野の満足度・重要度（及び総合評価（全体的な住みやすさ）の満足度）について、それぞれの集計結果を点数化し、分析を行います。

〈点数化における基準〉

満足度	重要度	点数化	処理方法
満足	重要	100 点	満足度、重要度の合計点数を対象サンプル数（回答者数）で除して平均値を算出 ※無回答は除外
どちらともいえない		0 点	
不満	重要でない	－ 100 点	
無回答		除外	

【計算例（満足度）】

〈回答結果〉

満足	65 サンプル
どちらともいえない	10
不満	15
合計	90（「無回答」除く）

〈計算式〉

$$\left[(65 \times 100) + (10 \times 0) + (15 \times -100) \right] / 90 = 55.6$$

※小数点第 2 位を四捨五入して表示

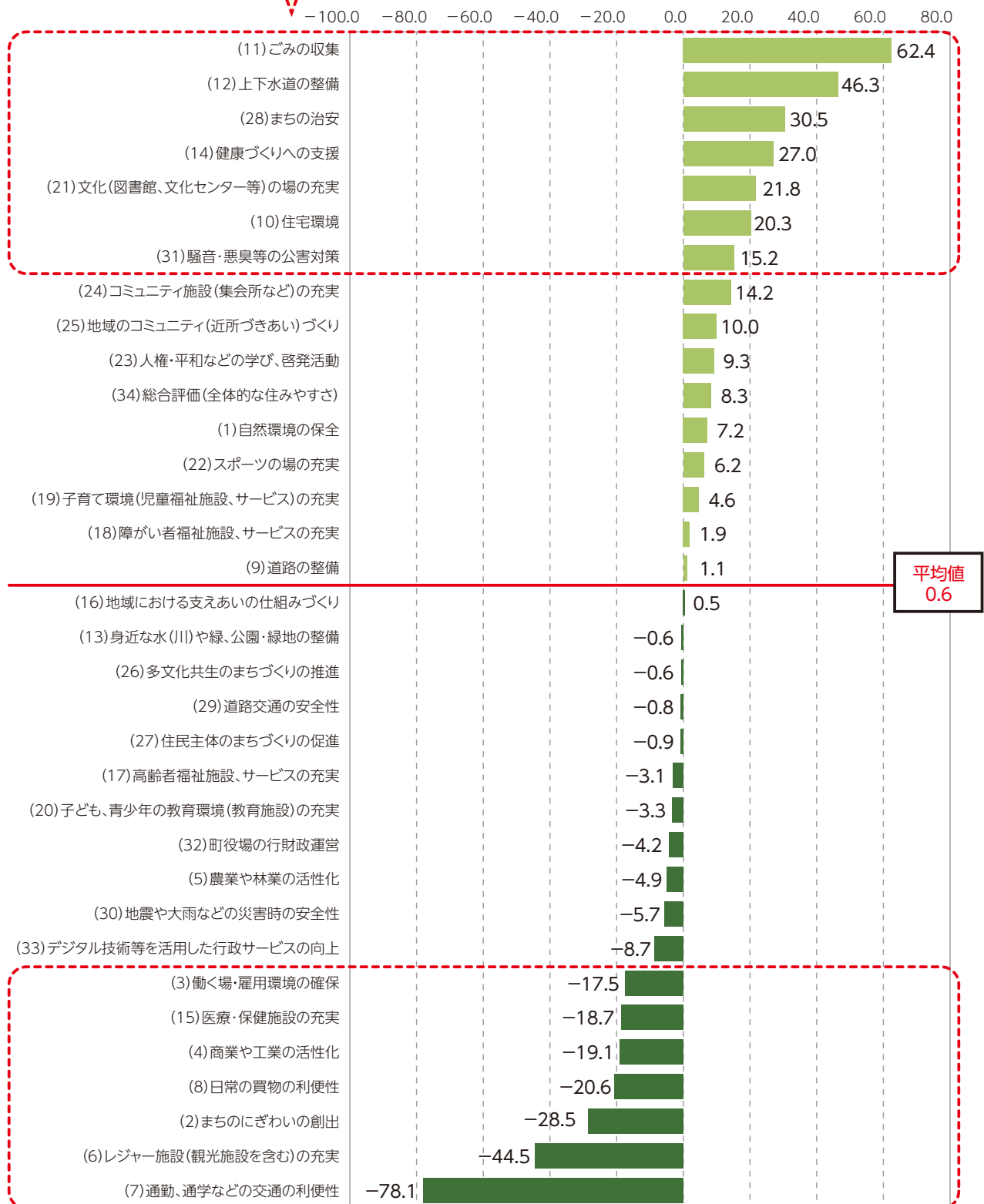
- 満足度・重要度を点数化し、それぞれグラフ化するとともに、「満足度と重要度」の関係性をグラフに示し、平均値を基準に次のように分類しています。

【満足度と重要度による分類】

- I：満足度が高く、重要度も高い項目 ▶ 宇治田原町の強み分野（PR、セールス検討）
- II：満足度は高いが、重要度は低い項目 ▶ 維持分野（取組の効率化、合理化検討）
- III：満足度は低いが、重要度は高い項目 ▶ 効果的投資分野（優先・重点的取組の検討）
- IV：満足度が低く、重要度も低い項目 ▶ 長期的改善分野（時代状況等を踏まえ検討）

〔満足度の点数化〕

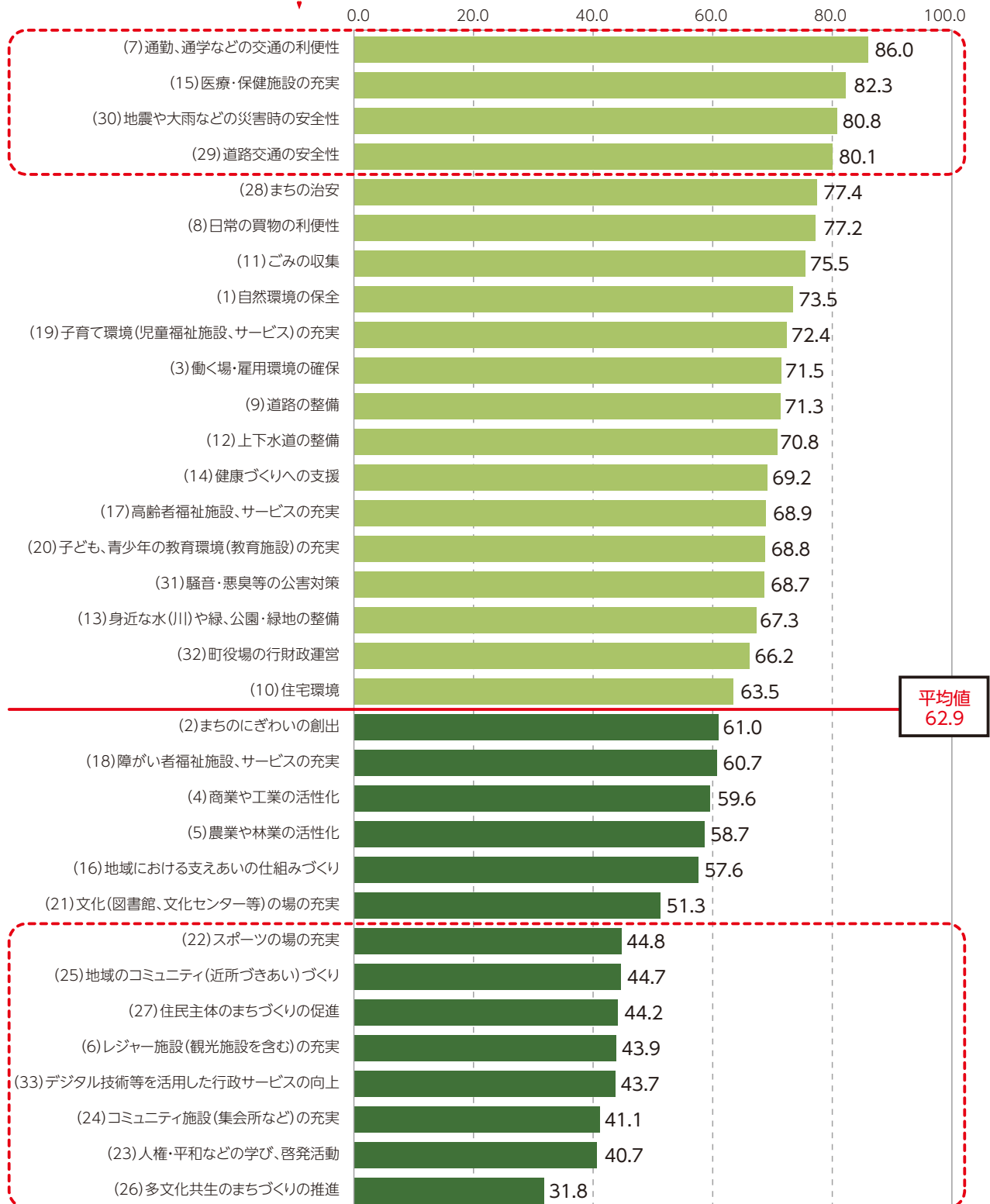
相対的に、ごみ、上下水道、まちの治安といった住環境に関連する分野の満足度が高い。



相対的に交通利便性、産業(商工業、雇用環境)や観光・買い物やにぎわいに関する分野の満足度が低い。

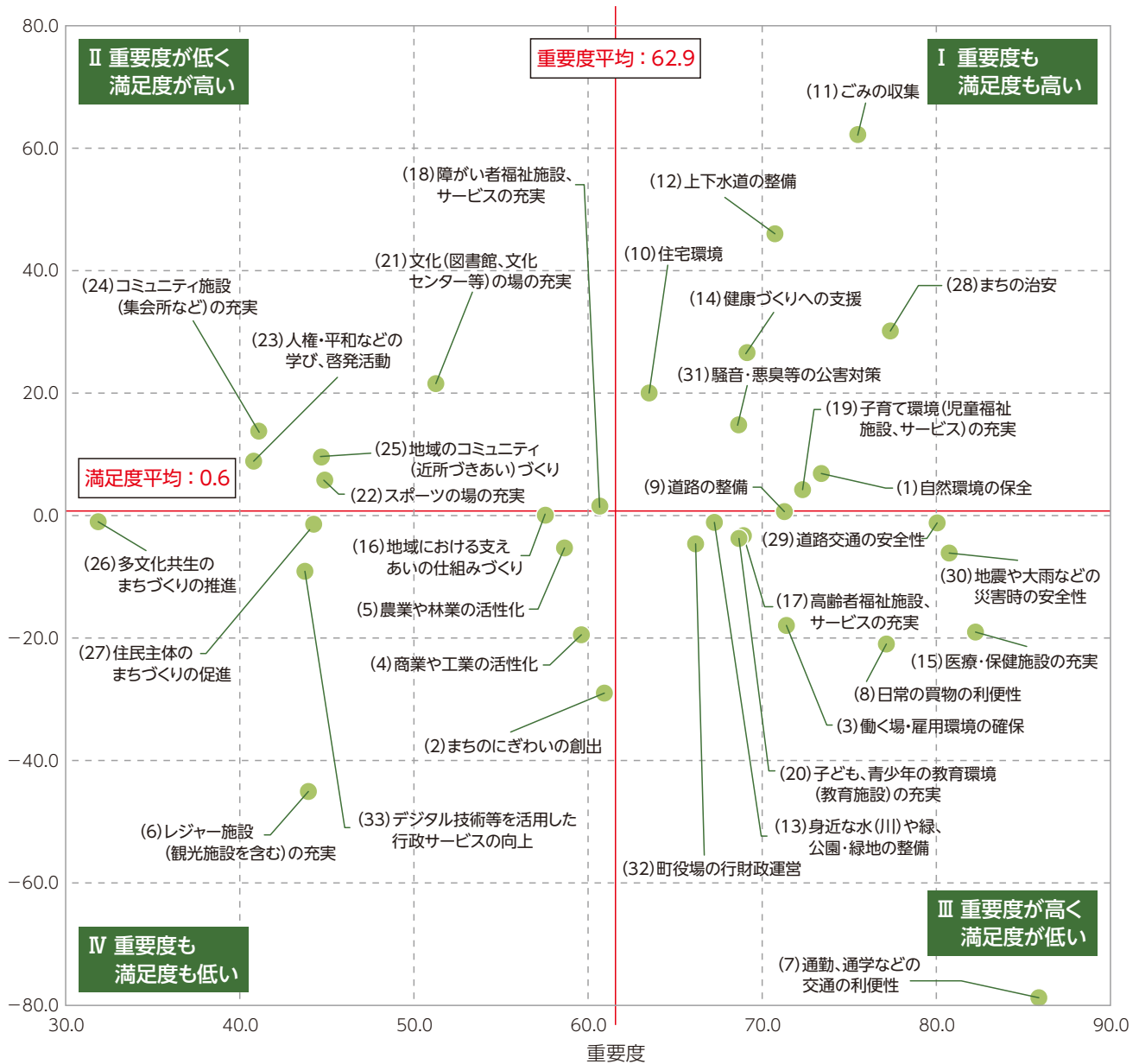
〔重要度の点数化〕

相対的に、交通の利便性や安全性、医療・保健、防災に関する分野の重要度が高い。



相対的に、地域コミュニティや文化・スポーツ等の分野に対する重要度が低い。

〔満足度、重要度の総合分析（CS分析）〕

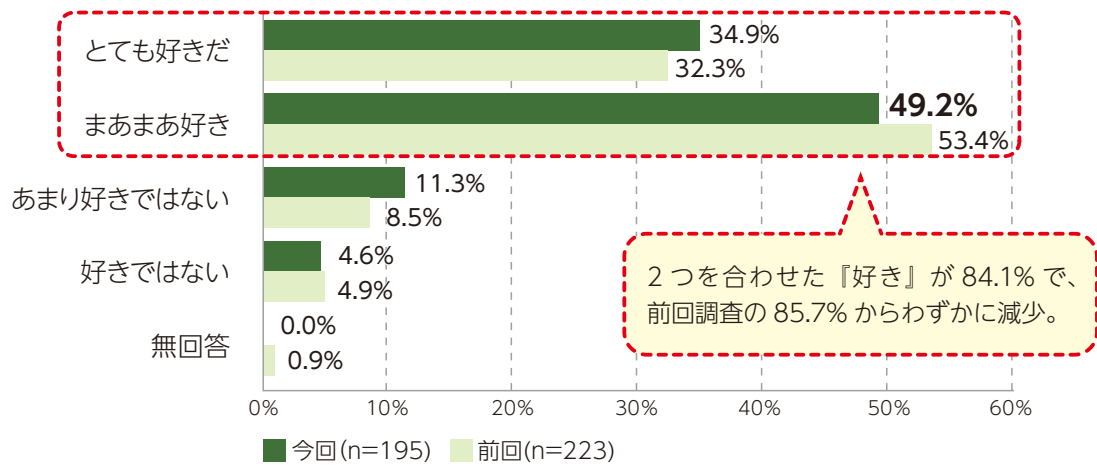


I 重要度も満足度も高い	III 重要度が高く満足度が低い
(1) 自然環境の保全	(3) 働く場・雇用環境の確保
(9) 道路の整備	(7) 通勤、通学などの交通の利便性
(10) 住宅環境	(8) 日常の買物の利便性
(11) ごみの収集	(13) 身近な水(川)や緑、公園・緑地の整備
(12) 上下水道の整備	(15) 医療・保健施設の充実
(14) 健康づくりへの支援	(17) 高齢者福祉施設、サービスの充実
(19) 子育て環境(児童福祉施設、サービス)の充実	(20) 子ども、青少年の教育環境(教育施設)の充実
(28) まちの治安	(29) 道路交通の安全性
(31) 騒音・悪臭等の公害対策	(30) 地震や大雨などの災害時の安全性
	(32) 町役場の行財政運営

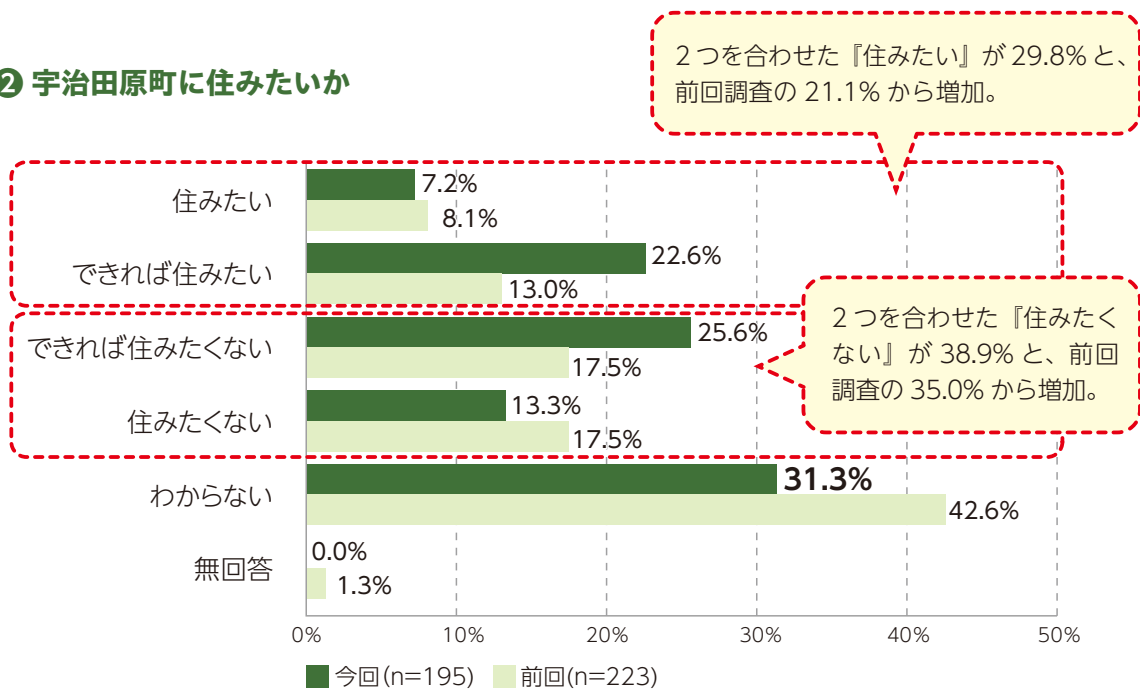
※分野の項目順に列記しています

3 中学生アンケート調査の主な結果

① 宇治田原町が好きか



② 宇治田原町に住みたいか



3-2 まちづくりカフェの概要

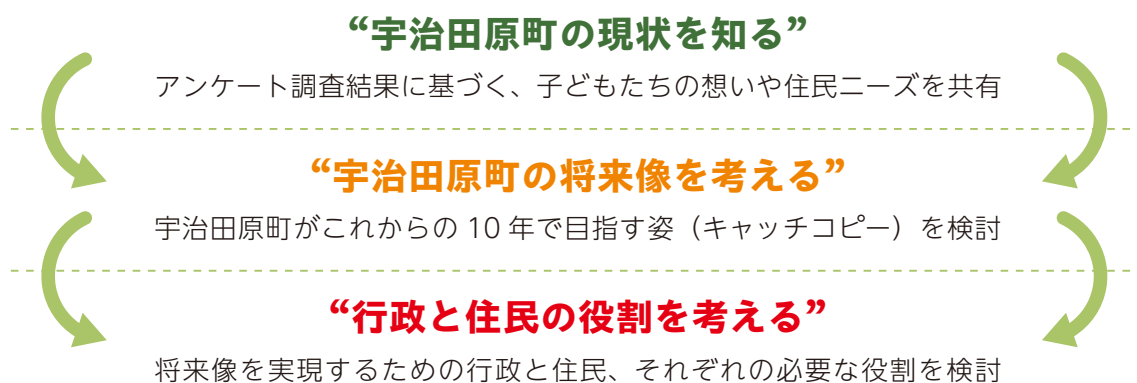


1 開催概要

回	日 付	参加者概要
第 1 回	令和 5 年 11 月 10 日	幅広い世代の住民等 16 人（男性 11 人、女性 5 人） ● 公募による参加者 ● 総合計画審議会委員（茶ッピー未来基金メンバーを含む） ● 21 お茶のふるさと塾塾員、商工会青年部ほか
第 2 回	令和 5 年 11 月 24 日	幅広い世代の住民等 24 人（男性 16 人、女性 8 人） ● 公募による参加者（小学生を含む） ● 総合計画審議会委員（茶ッピー未来基金メンバーを含む） ● 21 お茶のふるさと塾塾員、商工会青年部ほか

2 開催目的

宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画の策定に向けて、“子どもたちの願いを叶える”“住み続けられる”まちについて、住民目線の考えをまとめることを取組として実施しました。



住民の想いが反映された総合計画策定 → 宇治田原町のまちづくりへ

4 分野別計画体系図

まちづくり総合計画

まちづくり戦略（地域創生総合戦略）

① やすらぎのまちづくり

安全、防災、保健、医療、福祉

1 安全な暮らしの環境づくり

2 地域での防災力の強化

3 元気・健康づくり

4 医療ネットワークと保険制度の推進

5 支え合い助け合う地域福祉の充実

6 いきいき生活できる高齢者福祉の充実

7 地域との共生をめざす障がい者福祉の充実

主な関連個別計画

● 地域防災計画 / 国土強靱化地域計画

● 国民保護計画

● 健康増進計画（食育推進計画を含む）

● 国民健康保険事業健全化計画

● データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

● 地域福祉計画（自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画、地域福祉活動計画を含む）

● 高齢者介護・福祉計画

● 障がい者基本計画 / 障がい福祉計画 / 障がい児福祉計画

② つながりのまちづくり

都市基盤、環境保全、循環型社会、交通環境

1 戦略的な土地利用の推進

2 環のくらしの推進

3 豊かな自然との共生

4 交通・住まい環境の充実

5 安全な水の安定供給と環境にやさしい下水道整備の推進

● 都市計画マスタープラン

● 環境基本計画

● 環境基本計画

● 建築物耐震改修促進計画 / 橋梁長寿命化修繕計画

● 空家等対策計画

● 地域公共交通計画

● 水道事業経営戦略 / 下水道事業経営戦略

③ にぎわいのまちづくり

移住定住、観光、商工業、農林業、雇用

1 観光の魅力向上と移住定住人口の増加によるまちの活性化

2 商工業の振興

3 農林業の活性化

4 就業環境の充実

● 観光振興計画

● 農業振興地域整備計画 / 森林整備計画

● 鳥獣被害防止計画

④ ハートのまちづくり

子育て、教育、生涯学習、スポーツ、文化、人権、男女共同参画、多文化共生

1 子育て環境の充実

2 子どもたちの教育の充実

3 ライフスタイルに応じた生涯学習・スポーツの推進

4 郷土愛の醸成と地域文化の継承

5 人権・男女共同参画と平和を尊重する環境づくり

6 多文化共生の推進

● 子ども・子育て支援事業計画

● 教育大綱

● 教育大綱

● 生涯スポーツ振興プラン

● 教育大綱

● 男女共同参画計画

● 人権教育・啓発推進計画

● ヘイトスピーチ解消法にかかるガイドライン

⑤ 行政の基本姿勢

住民・行政のパートナーシップ、行財政運営

1 住民が主役のまちづくりの推進

2 効果的な行財政運営（デジタル化推進含む）

● 行政改革大綱・実施計画

● 公共施設等総合管理計画

5 | 諮問書・答申書

諮問書

宇 発 第 3355 号
令和 5 年 8 月 24 日

宇治田原町まちづくり総合計画審議会会長 様

宇治田原町長 西谷 信夫

宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画等の策定について（諮問）

宇治田原町まちづくり総合計画推進条例第 6 条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画の策定及び第 3 期地域創生総合戦略の策定について

2 諮問趣旨

宇治田原町では、令和 2 年 3 月に「宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画・後期基本計画」及び、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定したところですが、令和 6 年度には、総合計画に内包する総合戦略の期間が満了を迎えます。

この間、我が国においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、社会活動におけるコロナリスクへの対応として、オンライン化、デジタル化が進展したほか、人口構造において出生数が過去最低となる等、少子化の進展は顕著であることから、令和 6 年度から 3 年間をかけて異次元の少子化対策に取り組むこととされました。

本町においても、新名神高速道路の開通を控え、都市計画道路宇治田原山手線の整備が進むなど、まちを取り巻く環境に大きな変化が予想される状況にあって、人口減少社会の中で持続可能なまちづくりを進めることが、これまで以上に求められています。

このことから、多様化する行政需要に対応し、持続可能な自立した基礎自治体を目指すため、令和 7 年度以降における本町のまちづくりの基本的な指針となる、「宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画等」の策定についてお諮りするものです。

答 申 書

令和 7 年 1 月 24 日

宇治田原町長 西谷 信夫 様

宇治田原町まちづくり総合計画審議会
会長 谷口 知弘

宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画等の策定について（答申）

令和 5 年 8 月 24 日付け宇発第 3355 号により諮問を受けた、宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画等（以下、「総合計画等」という。）の策定について、当審議会にて慎重に審議を進めてきた結果、別添のとおり「宇治田原町第 6 次まちづくり総合計画（案）」及び「まちづくり戦略（案）」の策定に至りましたので、ここに答申いたします。

なお、総合計画等の推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮いただくとともに、めざすまちの将来像「もっと ずっと 宇治田原 ～やすらぎ つながり にぎわい ハートのまち～」実現に向けて最善を尽くされることを要望いたします。

記

- 1 総合計画等の内容について、住民をはじめとする関係機関等への周知を十分に行うとともに、住民、地域、事業者それぞれの主体との協働によるまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 2 基本構想に掲げる将来人口達成に向け、子ども・子育て支援、教育の充実、移住定住促進を中心とした各種施策を進めるとともに、道路・交通環境を含む暮らしの環境整備にも注力いただきたい。とりわけ、未来を担う子どもたちを育む教育環境の構築は、家庭、地域、学校が相互に連携・協働しながら、地方創生の取組と一体となって、より一層の推進に努められたい。
- 3 総合計画等の進行管理にあたっては、庁内の関係各課との密接な連携を図りつつ、進捗状況や成果の評価を行うことが肝要である。
「まちづくり戦略」については、外部有識者や地域住民による計画の評価・点検を行う体制を整え、進行管理を図られたい。